

## 第8節 有線放送等

有線放送及び当該有線放送用の録音（以下「有線放送等」という。）に著作物を利用する場合（著作物を商業音楽として録音する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

### 1 有線ラジオ放送等

有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとする。

#### (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

#### (2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

##### ① 有線ラジオ放送

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと 1,500円
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと 1,500円

##### ② 有線ラジオ放送用録音

複製本数1本につき	使用料額
利用時間5分まで	1,500円
利用時間5分までを超えるごと	1,500円

## 2 有線テレビジョン放送等

有線テレビジョン放送による有線放送等の使用料は、次のとおりとする。

### (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に1/100を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が②の額を下回る場合は、②の額とする。
- ② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は、次の区分に定める額とする。

区 分	使用料額
受信契約世帯 1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を乗じて得た額

### (2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

#### ① 有線テレビジョン放送

1 曲 1 回の有線テレビジョン放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

#### ② 有線テレビジョン放送用録音

複製本数 1 本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	1,000 円

(有線放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。
- ② 受信契約世帯数は、毎年 3 月末日の受信契約世帯数とする。
- ③ 1 の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び

受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。

2の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入及び番組制作料収入の合算額から、広告代理店手数料、受信料の収納にかかる直接経費に相当する額、ペイチャンネル番組供給事業者へ支払う額及び受信料にホームターミナルのリース料を含んでいる場合はリース業者に支払う額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。

ただし、有線放送事業収入が算出できない場合は、当該事業者の総営業収入の範囲内で利用状況等を参酌して、その有線放送事業収入相当額を定めることができる。

- ④ 2の規定を適用する場合における開局年度の使用料は、2(1)②の規定の範囲内で、利用状況を参酌して定める。
- ⑤ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。
- ⑥ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議のうえ、1の規定の範囲内で定める。
- ⑦ 有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送を行う事業者が、有線テレビジョン放送等について2の規定により使用料を算定する内容の利用許諾契約を締結しているときは、当分の間、有線ラジオ放送等についても、2の規定により使用料を算定するものとする。
- ⑧ 有線放送のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の範囲内で決定する。